

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年12月3日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月14日から平成25年1月9日まで縦覧に供する。

平成24年12月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 新湧地区	善通寺市建設農林部 農林課
琴南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東部地区	まんのう町建設土地 改良課